

## Weekly Paper PRC

Rotary International District 2670: The Rotary Club Of Tokushima Prince



- 会員総数：69名
- 出席者：37名
- 欠席者：32名
- メークアップ：6名
- 出席免除会員：11名

出席率  
**78.26%**

▶ 本日欠席された方は  
メークアップを  
してください

## 主なプログラム

### 【卓話例会】

### おめでとうございます

辻会員ご子息様ご結婚お祝い

### メークアップ

9/7 地区会員増強・財団セミナー（大島・高島・藤原・石川・藤本）

9/9 BANGKOK SURIWONG R.C.（森脇）



## ニコニコBOX

### 卓話講師 土橋秀美様

大島会員…土橋様 本日はありがとうございました。

稲山会員…土橋様 卓話ありがとうございます。

高島会員…会長、幹事、会員増強委員長、財団委員長、地区会員増強・財団セミナーへの出席ありがとうございました。

林 会員…土橋様 本日は卓話ありがとうございました。

仁志会員…8月13日香港 KOWLOON GOLDEN MILE R.C. にてメークアップし、バナー交換もして来ました。会話は全て英語、ドキドキしました。

柘田会員…気候も秋らしくなり涼しい日が続いています。

亀井会員…「六甲国際」に初めて行きました。お世話になった皆様ありがとうございました。

コバンザメ作成ではダメでした。練習して上手くなります。

宮城会員…マンボウ200回記念大会で優勝できました。これも皆様のおかげです。

次回もガンバルゾ！！山崎くんゴメンネ！！

森脇会員…涼しくなりました。

清水会員…土橋様 本日の卓話ありがとうございました。涼しくなって来ました。秋ですね。

國旗会員…皆様、先日の当研究所発表会の際にはお忙しい中お越し下さりありがとうございました。

大変遅くなりましたが、一言御礼申し上げます。ありがとうございました。

中川会員…六甲国際コースは最高 スコアーいつも通り。



**報告事項**

**大島会長**

- 辻会員ご子息様ご結婚お祝い

**藤原幹事**

- 出欠システムの扱いについて
- 週報到着：鴨島 R.C.

**仁志会員 海外 R.C. メークアップ報告**

- 8月13日 香港 KOWLOON GOLDEN MILE R.C. にてメークアップ、バナー交換  
会長はインド人の女性、例会は英語



**【卓話】 気になる年金と 60 歳からの報酬と年金の関係**

つちはし社会保険労務士事務所 土橋 秀美 様



**【徳島 RAC スケジュールのご案内】**

日時：9月21日(日) 20時～  
 場所：とくぎんトモニプラザ  
 内容：卓話例会『短期交換留学について』  
 徳島プリンスロータリークラブ会長 大島浩輔 様

※印の事業ならびに例会は先方関係者と調整中につき、日時等も調整中  
 ※上記、会場ならびに時間等は、都合により変更する場合がありますので、予めご了承願います。

**次回例会のご案内**

日時：2014年9月19日(金) 12:30～13:30  
 会場：徳島グランヴィリオホテル

**【夜間移動例会】**

「新しき働きかた～ ICT ママが活躍する徳島へ～」  
 特定非営利活動法人チルドリン徳島  
 代表理事 野田 由香 様

# 気になる年金の話と 60歳からの報酬と年金の関係



社長も社員もニコニコの  
報酬設計の知恵

平成26年9月12日(金)  
つちはし社会保険労務士事務所  
土橋 秀美

1

## 自己紹介

氏名 土橋 秀美 (つちはし ひでみ)  
資格 特定社会保険労務士  
1級ファイナンシャルプランナー(CFP)  
経歴 和歌山県出身 北海道大学理学部卒業  
出版会社「教育社」にて編集に従事  
平成元年、徳島に転居し、タウン雑誌  
の編集に従事  
平成12年社会保険労務士事務所開業  
得意分野は就業規則、賃金・退職金制度  
60歳以降の年金・給付金を利用した賃金設計  
経営の中の人の問題の悩みやもめごとを、  
経営者の立場で支援するコンサルタント

著書 日本経済新聞出版社 平成19年4月刊  
「見習い社労士 綾花の事件日誌」  
※今、話題の消えた年金やセクハラ問題が  
1時間で分かる、超実用小説！です  
日本経済新聞社 平成18年4月刊  
「管理職のための労働・社会保険の本」



2

# 平均余命と健康寿命

平成25年発表の  
平均寿命は  
男性79.59歳  
女性86.35歳

## 平均余命 【日本人60歳の平均余命の推移】

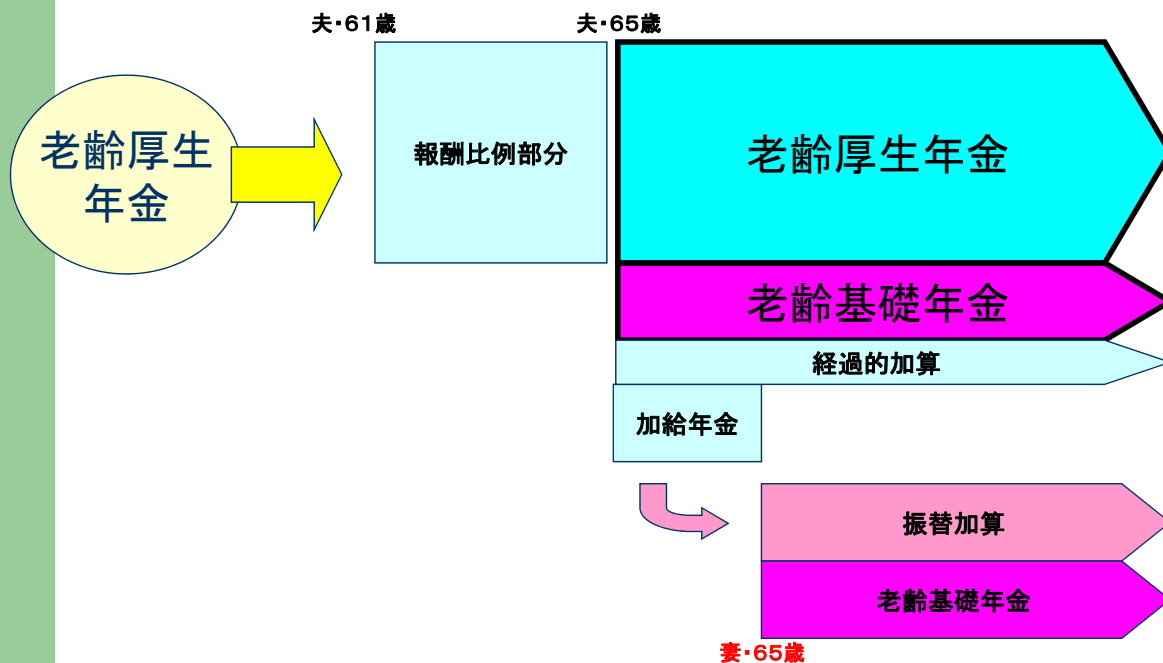
作成年	昭和 22年	昭和 30年	昭和 40年	昭和 50年	昭和 60年	平成 7年	平成 23年
男	12.83	14.97	15.20	17.38	19.34	20.28	22.70
女	15.39	17.72	18.42	20.68	23.24	25.31	28.12

## 健康寿命

【健康寿命表(2002年WHO世界保健報告)】

順位	国	男女平均	男性	女性
1	日本	73.6歳	71.4歳	75.8歳
2	スイス	72.8	71.1	74.4
3	サンマリノ	72.2	70.4	74.0
4	スウェーデン	71.8	70.5	73.2
5	オーストラリア	71.6	70.1	73.2

# 年金の仕組みはどうなっている？

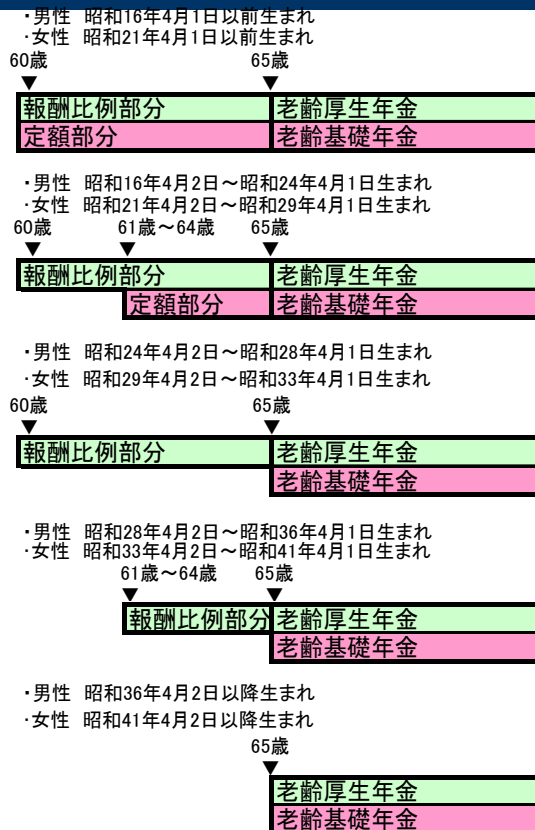


# 老齢年金はいつからもらえるか

## 【特例支給の年齢】

生年月日	特例支給の年齢
S16.4.2~18.4.1	61歳
S18.4.2~20.4.1	62歳
S20.4.2~22.4.1	63歳
S22.4.2~24.4.1	64歳

(注) 女性の支給開始年齢は5年遅れ



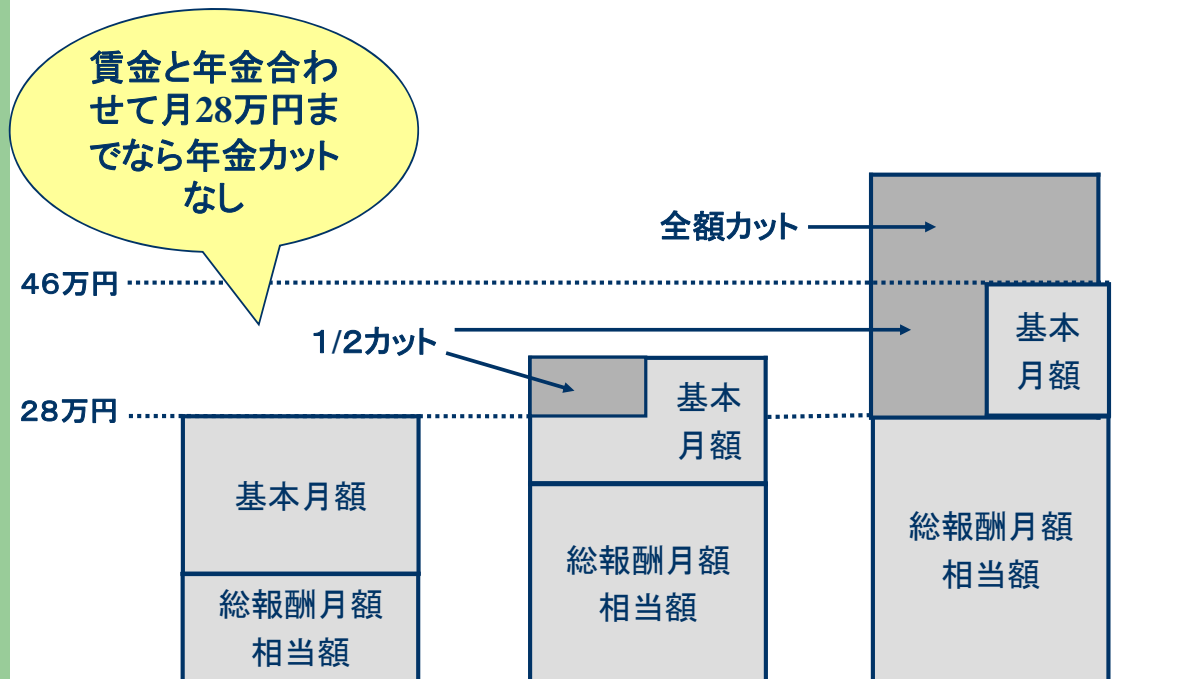
# 報酬の額と年金額の関係は・・・

	報酬月額	老齢厚生年金	老齢基礎年金	合計	月額では…
Aさん	62万円	約210万円	約80万円	約290万円	約24.2万円
Bさん	36万円	約120万円	約80万円	約200万円	約16.7万円
Cさん	10万円	約35万円	約80万円	約115万円	約9.6万円

\*この試算は、平成20年に60歳を迎える男性が、20歳から60歳までの40年間を、全期間上記の報酬月額で働いたと仮定しています。

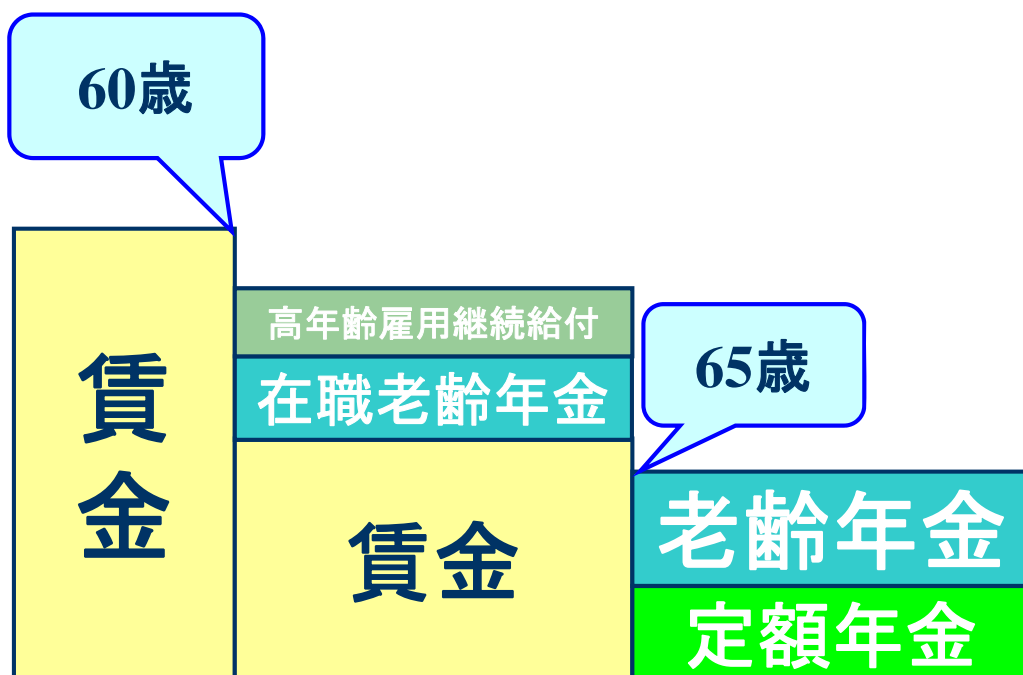
\*この試算は、簡易試算であり、概算値です。

## 60歳台前半の在職老齢年金



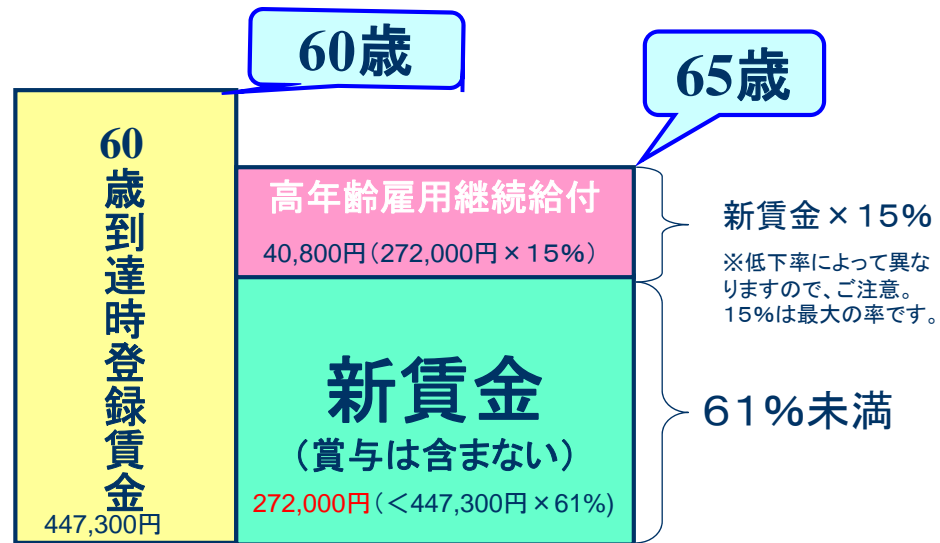
7

## 賃金、年金、雇用保険の組み合わせ



8

# 高年齢雇用継続給付金の仕組み



定年再雇用後の賃金が60歳到達時登録賃金(上限447,300円)の61%未満に低下している場合に、給付が最大の支払賃金の15%が給付される。この時、在職老齢年金が標準報酬月額6%調整される。(賃金月額+高年齢雇用継続給付金)の限度額は、340,761円

# 賃金が高ければ本人も会社も損する場合がある

	現行	A氏(4割減)	B氏(2割減)
月額給与	350,000	209,000	280,000
賞与(年間)	1,000,000		
年間収入	5,200,000	2,508,000	3,360,000
厚生年金	0	936,000	600,000
雇用継続給付	0	376,200	0
収入+年金等計	5,200,000	3,820,200	3,960,000
社会保険料+税金計	951,460	410,268	580,080
手取り額	4,248,540	3,409,932	3,379,920
会社負担額	6,043,512	2,890,404	3,893,640

給料4割カットのA氏のほうが、2割カットのB氏より手取り額が多くなる！

厚生年金 120万円/年(10万円/月)の場合 \*継続雇用1年後の手取り額(概算)

## 社会保険に加入しない労働条件だと・・・

### 社保加入条件

1日または1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が一般社員の概ね3/4以上の方

8時間/日 × 3/4 = 6時間/日 > 5.5時間/日 (加入できない)

	メリット	デメリット
本人	満額の年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金が増えない</li> <li>●傷病手当、被扶養者の扱いがない(健保)</li> </ul>
会社	社会保険料の負担がなくなる	フルタイムで働いてもらえない

11

## 社会保険の保険者、非保険者の比較

月額給与	350,000	209,000	209,000
賞与(年間)	1,000,000		
年間収入	5,200,000	2,508,000	2,508,000
厚生年金	0	936,000	1,200,000
雇用継続給付	0	376,200	376,200
収入+年金等計	5,200,000	3,820,200	4,084,200
社会保険料+税金計	951,460	410,268	145,584
手取り額	4,248,540	3,409,932	3,938,616
会社負担額	6,043,512	2,890,404	2,536,836

従業員 年収手取り 53万円増

会社 人件費 35万円削減

個人の事情、本人の意向を考慮すること

60歳前半の厚生年金 120万円/年(報酬比例)

12



## 公的給付で最適賃金を決めるときの注意点

1. 高年齢雇用継続給付は雇用保険の被保険者期間が5年以上ないと支給されない
2. 賃金の減額と給付金の振込のタイムラグ  
年金は60歳になってから請求しますが、初めの振込みがあるまで3ヶ月から半年ぐらいかかる場合があります。高年齢雇用継続給付も2カ月に1回の請求なので、振込みには多少時間がかかります
3. 在職中の年金額は賞与の額によって変わる  
賞与が出ると、年金が減ることになる
4. 高年齢雇用継続給付の支給額には上限がある  
定年退職時44万7300円以上の賃金が支給されていた人は、44万7300円の賃金だったと計算されます。
5. 加給年金は、満額の年金受給時に65歳未満の扶養している配偶者がいる場合に支給される

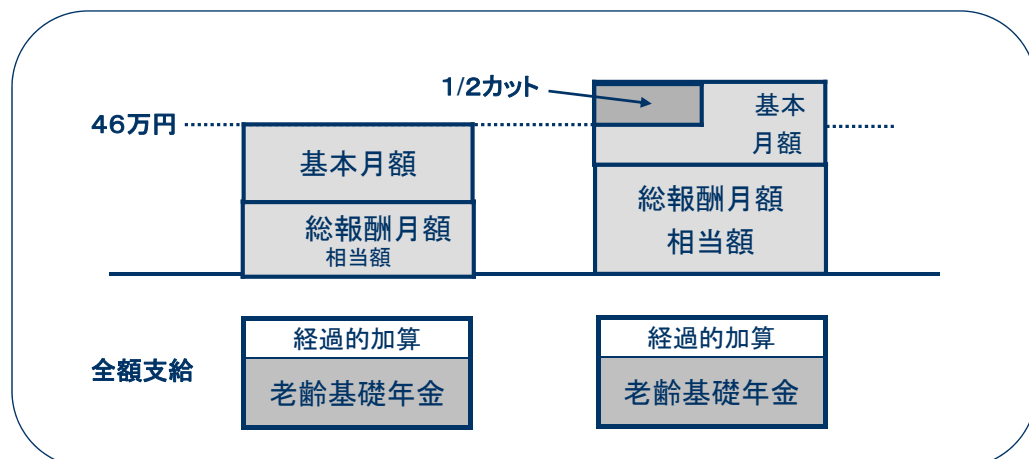
13

## 働く65歳以上の老齢厚生年金の給付調整

### (民間会社で働く公務員0Bの退職共済年金)

60歳台後半の在職老齢年金の支給調整 ……保険料の負担あり  
(平成17年4月実施)

70歳以上の在職老齢年金制度の創設  
保険料の負担なし(平成19年4月実施)  
平成19年4月1日時点で70歳を過ぎている人には適用されない  
(昭和12年4月2日生まれ)



14

# 現在60歳の社長、現行報酬70万円→報酬を50万円に調整して10年後(70歳時)の退職慰労金準備

## ☆活用効果のポイント

- ①. (個人)在職老齢年金の効果 =あり!
- ②. (個人)所得税・住民税の効果 =あり!
- ③. (個人)社会保険料の効果 =あり!
- ④. (個人)退職慰労金の受取り =あり!
- ⑤. (会社)社会保険料の軽減 =あり!

10年間での  
総合効果

= **930万円**

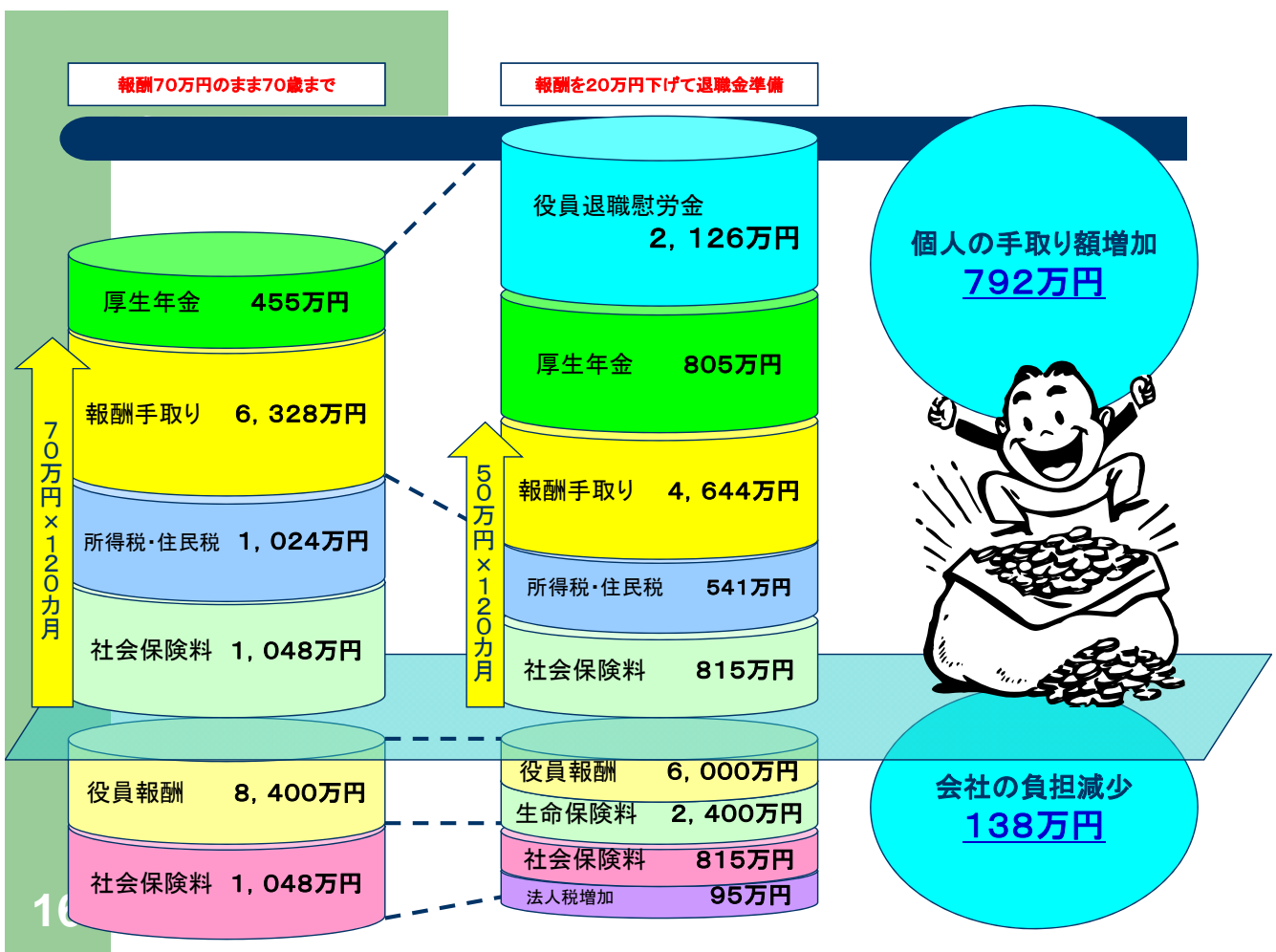
		現行	報酬調整後
個人効果 (10年間累計)	役員報酬	8,400	6,000
	所得税・住民税	1,024	541
	社会保険料	1,048	815
	年金受取額	455	805
	役員退職慰労金準備額	0	2,126
	個人手取り計	6,783	7,575
会社効果 (10年間累計)	役員報酬	8,400	6,000
	生命保険料	0	2,400
	法人税(増減)	0	95
	社会保険料	1,048	815
	会社負担計	9,448	9,310

万円                      万円

プラス影響	マイナス効果
	2,400
483	
233	
350	
2,126	
<b>792万円増加!</b>	

2,400	
	2,400
	95
233	
<b>138万円減少!</b>	

15



16

## 現在60歳の社長、現行報酬50万円→報酬を30万円 に調整して10年後(70歳時)の退職慰労金準備

### ☆活用効果のポイント

- ①. (個人)在職老齢年金の効果 =あり!
- ②. (個人)所得税・住民税の効果 =あり!
- ③. (個人)社会保険料の効果 =あり!
- ④. (個人)退職慰労金の受取り =あり!
- ⑤. (会社)社会保険料の軽減 =あり!

10年間での  
総合効果  
=1,167万円

		現行	報酬調整後
個人効果 (10年間累計)	役員報酬	6,000	3,600
	所得税・住民税	525	302
	社会保険料	815	501
	年金受取額	735	1,457
	役員退職慰労金準備額	0	2,126
	個人手取り計	5,395	6,380
会社効果 (10年間累計)	役員報酬	6,000	3,600
	生命保険料	0	2,400
	法人税(増減)	0	126
	社会保険料	815	507
	会社負担計	6,815	6,633
		万円	万円

プラス効果	マイナス効果
	2,400
223	
314	
722	
2,126	
<b>985万円増加!</b>	

プラス効果	マイナス効果
2,400	
	2,400
	126
308	
<b>182万円減少!</b>	

17

## 現在60歳の社長、現行報酬90万円→報酬を70万円 に調整して10年後(70歳時)の退職慰労金準備

### ☆活用効果のポイント

- ①. (個人)在職老齢年金の効果 =なし
- ②. (個人)所得税・住民税の効果 =あり!
- ③. (個人)社会保険料の効果 =あり!
- ③. (個人)退職慰労金の受取り =あり!
- ④. (会社)社会保険料の軽減 =あり!

10年間での  
総合効果  
=506万円

		現行	報酬調整後
個人効果 (10年間累計)	役員報酬	10,800	8,400
	所得税・住民税	1,656	1,024
	社会保険料	1,143	1,048
	年金受取額	455	455
	役員退職慰労金準備額	0	2,126
	個人手取り計	8,456	8,909
会社効果 (10年間累計)	役員報酬	10,800	8,400
	生命保険料	0	2,400
	法人税(増減)	0	36
	社会保険料	1,143	1,054
	会社負担計	11,943	11,890
		万円	万円

プラス効果	マイナス効果
	2,400
632	
95	
0	
2,126	
<b>453万円増加!</b>	

プラス効果	マイナス効果
2,400	
	2,400
	36
89	
<b>53万円減少!</b>	

18

# 退職金のトリプルメリット！

## ①退職所得控除！

勤続20年まで＝1年につき40万円  
勤続20年を超える部分  
＝1年につき70万円

+

## ②

1/2課税！

+

## ③

分離課税！

<例>勤続40年の経営者が3,000万円の  
退職金を受け取った場合の税額は…

退職所得控除額

$800万円 + 1,400万円 = 2,200万円$

課税所得額は…

$3,000万円 - 2,200万円 = 800万円$

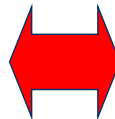
$800万円 \times 1/2 = 400万円$

税額は…

$400万円 \times 30\% - 42.75万円 = \underline{77.25万円}$

手取額は…

$3,000万円 - 77.25万円 = \underline{2,922.75万円}$



<例>同額の3,000万円を給与として受け取った場合  
の税額は…

給与所得控除額

$3,000万円 \times 5\% + 170万円 = 320万円$

課税所得額は…

$3,000万円 - 320万円 = 2,680万円$

税額は…

$2,680万円 \times 50\% - 279.6万円 = \underline{1,060.4万円}$

手取額は…

$3,000万円 - 1,060.4万円 = \underline{1,939.4万円}$

19

## ご清聴

## ありがとうございました

- つちはし社会保険労務士事務所  
所長 土橋 秀美(つちはし ひでみ)
- 徳島県徳島市助任橋3丁目3-1
- 電話 088-611-5558
- FAX 088-611-5580
- Mail [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com)



20